

1 交通事故と保険1

弁護士 北村 幸裕

Q1-1 自賠償保険等

自動車教習所で、車を買うときには強制保険に加入しなければならないと教わりました。強制保険とは一体どういうものですか。

A1-1

交通事故によって、被害者は重い怪我を負ったり、時には生命が失われてしまうこともあります。このような場合、交通事故の加害者は、被害者またはその遺族に対して、民事上、多額の損害賠償責任を負担することになりますが、すべての加害者が多額の金銭の支払いができる資力があるとは限りません。

そこで、交通事故の被害者に最低限の保障ができるよう、自動車の運転者等は保険の加入が義務付けられています。この保険が強制保険です。

強制保険には、自賠償保険と自賠償共済(両者を併せて以下、「自賠償保険」といいます。)があります。

なお、自賠償保険は、人身事故による損害を填補するもので、物損事故による損害は填補されません。

解説

1 自賠償保険の請求手続き

自賠償保険の請求には、自賠償保険の被保険者(自動車の運転者及び保有者)が自賠償保険会社に対して行う加害者請求(自動車損害賠償保障法15条)と、事故の被害者が自賠償保険会社に対して直接請求する被害者請求(同法16条)の方法がある。

前者は、被保険者が被害者に対し損害賠償を行った後、当該支払額の限度で自賠償保険会社に対して請求できるものである。被保険者が、後述する任意保険に加入していた場合には、当該任意保険会社が、被害者に対して損害賠償を行い、当該支払額の限度で自賠償保険会社に対して支払いを求めるといういわゆる一括払いという方法がとられることが多い。

一方、後者の場合は、被害者が直接自賠償保険会社に対して保険金を請求することができるため、被保険者が損害賠償を行わない場合等に有効な方法である。

2 保険によって填補される損害の範囲

自賠償保険によって填補される損害の範囲は、金

融庁及び国土交通省の告示「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」によって定められている。そのため、後述する保険金の上限額の範囲内で、当該支払基準によって算定された損害が保険金として支払われる。

例えば、入通院慰謝料の算定基準は、1日あたり4200円とし、傷害の態様や実通院日数等の事情を勘案して慰謝料を算定するとされている。

これらの支払基準は、被害者に対する最低限の保障のためのものであり、任意保険における支払基準や民事裁判において裁判所が認定する基準を下回るものとなっている。

一方、当該支払基準では、被害者の過失は原則考慮しないものとし、例外的に、被害者に7割以上の重大な過失がある場合には、2割から5割の減額がなされることとなっており、任意保険における支払い基準や裁判所における認定と比べ、被害者にとって有利な内容となっている。

なお、当該支払基準は、裁判所を拘束しないものとされており(最判平成18年3月30日判例タイムズ1207号70頁)、訴訟によって、自賠償保険会社に対して保険金の支払いを請求した場合には、裁判所は、通常の民事訴訟における基準に基づいて損害を算定し、保険金上限額の範囲内で支払いを命ずる判決がなされる。ただし、裁判外での請求と比べ支払いまで時間がかかる。

そのため、被害者は、支払基準や保険金支払いまでの時間を考慮して、自らにとって有利な方法を用いて、保険金を請求できる。

3 支払われる保険金の上限額

保険金の上限額については、死傷者1名あたり、例えば傷害による損害については120万円まで、死亡による損害については3000万円までといった上限額が定められている(同法施行令2条)。

なお、当該上限額は、加害者1名あたりのものであり、1事故あたりの上限額ではない。

したがって、加害車両が複数の場合、支払上限額は、それぞれの車両について、上限額まで保険金が支払われる。加害車両が2台の場合は、支払上限額は2倍となる。ただし、保険金額を合算して、民事上認められる損害賠償額の範囲を超えることはできない。

4 保険金支払い手続き

自賠償保険の支払いに当たっては、損害保険料率

算出機構の調査事務所によって調査が行われ、その結果に基づいて保険会社が支払保険金額を決定して支払われる。

当該決定に不服のある場合は、保険会社に対して異議申立て、または第三者機関である自賠責保険・共済紛争処理機構に対して紛争処理の申請を行うことができる。

Q1-2 任意保険

強制保険とは別で、任意保険というものがありました。任意保険に加入するとどのようなメリットがありますか。

A1-2

自賠責保険は、人身損害に対して最低限の保障を行うために加入を義務付けられた保険であり、実際に被害者に発生した損害すべてを填補するものではありません。

また、物的損害や自己の責任で損害が自らに発生した自損事故における損害等、そもそも自賠責保険の対象外の損害もあります。

このような自賠責保険で填補できない損害を填補するのが任意保険です。

そのため、事故の相手方だけでなく自分自身に対しても、十分な保障が可能となる点が任意保険に加入する大きなメリットといえます。

解説

任意保険は、自賠責保険では填補できない損害を填補するための保険である。任意保険には、これによって担保される危険に対応して、事故の相手方に生じる危険に関するものと、被保険者自身に生じる危険に関するものがある。

後者には、車両保険、人身傷害保障保険等であるが、これらの詳細については、Q2を参照のこと。

一方、前者は、他人の生命または身体を害し、これによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の填補を目的とする対人賠償保険、他人の財物を損傷させ、これによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の填補を目的とする対物賠償保険等がある。

事故の相手方に対して法律上損害賠償責任を負担することとなった場合、任意保険に加入することによって、当該賠償額を任意保険によって填補することができることから、事故の被害者に対する十分な保障を行うという面だけでなく、加害者側の負担を軽減するこ

とが可能となる。

なお、任意保険は、自賠責保険と比べて、保険金が支払われない要件(免責要件)が多数存在している。

例えば、車両に同乗していた配偶者に対して発生した人身損害については、自賠責保険では、昭和47年の最高裁判決以降(最判昭和47年5月30日民集26巻4号898頁)、保険金の支払いがなされているが、対人保障保険では免責要件に該当するため、保険金は支払われない。

Q1-3 政府保障事業

先日、交通事故にあって重い怪我をいたしました。加害者の方と、今後の賠償について協議をしたところ、加害者の方が運転していた車は無保険であることがわかりました。

加害者の経済状況は悪く、十分な賠償はしてもらえなさそうです。

どうすればいいでしょうか。

A1-3

政府保障事業に対して保障を求めることができます。

最寄の損害保険会社か責任共済の窓口で請求することができますので、そちらに必要書類を提出して請求手続きをしてください。

解説

政府保障事業とは、自賠責保険制度によってもなお保障されない被害者を救済するために、事故の被害者が政府に対して保障を求めることを認めた制度である。

この請求権は、交通事故によって損害賠償請求権が存在することが前提となっているが、損害賠償請求権ではなく、公法上の保障請求権とされている。

政府保障事業が利用できるのは、加害自動車の保有者が不明な場合と自動車保険の被保険者以外の者が損害賠償責任を負う場合であり、前者の例がひき逃げ、後者の例が無保険や泥棒運転である。

支払われる損害の填補額の限度は自賠責保険と同様である。

なお、過失相殺について、従来は、自賠責保険と異なり、加害者及び被害者の過失割合を厳格に認定して支払額が決定されていた。しかし、平成19年4月1日以降の事故については、自賠責保険と同様、原則過失を考慮せず、重大な過失がある場合にその程度に応じて2割から5割の調整を行うことに変更された。